

2011、10、4

『緑の循環』認証会議（SGEC）

## パブリックコメント

### SGEC認証制度の見直しについて

この度、『緑の循環』認証会議（SGEC）は、認証制度について見直しを行います。つきましては、このことについて下記により広く意見を求めます。

#### I 趣旨

SGEC認証制度は、2003年に創設し、約8年が経過しましたが、その現状は、基礎的な制度基盤を整備する段階から、その目的とする持続可能な森林経営と資源循環型社会の実現を目指して、全国的に普及・定着を進める段階を迎えております。

このような状況に的確に対応するため、この度、SGEC認証制度について、森林認証制度を巡る諸情勢や認証実績を踏まえ、森林管理改善ツールとしてより完成度の高い制度を目指して見直しを行うことといたします。

なお、現在SGECは任意団体ですが、この度の認証制度の見直しに際し別途定款を定め一般社団法人（理事会、監事及び基金並びにアドバイスメカニズムとして学識経験者等を構成委員とする評議委員会の設置）に改組することを予定しております。

#### 2 意見を求める対象となる資料

資料1 SGEC認証制度の管理運営に関する文書（仮称、案）  
（現行SGEC運営規程の改正）

資料2 SGEC森林管理認証基準・指標。ガイドライン（案）  
（現行森林管理認証基準・指標・ガイドラインの改正）

資料3 SGEC・COCガイドライン（仮称、案）  
（現行の分別・表示システム運営規程及び同実施要領の改正）

#### 3 意見の提出方法

(1) E-mailによる場合 [info@sgec-eco.org](mailto:info@sgec-eco.org)

(2) 郵便又はファクシミリによる場合

宛先 〒100-0014 東京都千代田区永田町 2-4-3 永田町ビル 4階

『緑の循環』認証会議 事務局 FAX 03-6273-3368

#### 4 意見の提出期間

平成23年10月4日（火）から10月17日（月）まで間とします。

#### 5 意見提出上の留意事項

個人の場合は、住所、氏名、職業を、法人の場合は、所在地、法人名を記載してください。なお、氏名等は本件に関する連絡以外には使用しません。また、電話でのご意見はお受けできませんのでご了承願います。

## 資料 1

# SGEC 認証制度の管理運営に関する文書（仮称、案） （現行 SGEC 運営規程の改正）

## 第 1 章 総 則

（総則）

第 1 条 一般社団法人緑の循環認証会議（以下「SGEC」という。）定款第○条の認証制度の管理運営については、この文書の定めるところによる。

（SGEC ロゴマークの制定）

第 2 条 SGEC は、SGEC ロゴマークを別紙の通り制定する。

2 有効な SGEC 認証書を有する者は、SGEC ロゴマークを使用することができる。SGEC ロゴマーク使用要領は別に定める。

## 第 2 章 認証規格

（認証規格）

第 3 条 定款○条の会長（以下「会長」という。）は、別に定める森林管理認証基準・指標・ガイドライン及び C o C 認証ガイドライン（以下「認証規格」という。）を策定又は改正を行う場合には、公正、公平及び公開を旨とし、定款第○条の理事会（以下「理事会」という。）の決議に先立って、次の手続きを経なければならないものとする。なお、認証規格については 5 年ごとに必要に応じて見直しを行うこととする。

- （1）定款第○条の評議委員会（以下「評議委員会」という。）を開催し、意見を聞くこと。
- （2）広くステークホルダーの意見を聞くこと。
- （3）理事会が定める期間パブリックコメントに付し、各界各層の意見を聞くこと。

2 会長が、前項の手続きを行った場合には、その意見等に対する措置について理事会及び社員総会（以下「総会」という。）に報告しなければならない。

## 第 3 章 森林管理認証

(森林管理認証)

- 第4条 定款第〇条の認証機関（以下「認証機関」という。）が、認証規格に基づき森林管理認証審査（以下「森林管理認証審査」という。）を行った場合には、別に定める事項を記載したSGEC森林管理認証審査調書（以下「森林管理認証審査調書」という。）を策定する。
- 2 当該認証機関は、前項の森林管理認証審査調書において当該森林管理の認証を可とする場合には、当該森林管理者に認証書を交付するとともに、その旨SGECに報告する。
  - 3 SGECは、前項の報告があった場合には、当該森林管理認証を公示する。
  - 4 第2項の認証書の交付を受けた森林管理者が、当該森林において、第13条第1項の業種のうち認証生産物の生産(採取)及びその販売を行う場合には、第11条のC〇C認証及びその公示を要しないものとする。

(森林管理認証の種類)

- 第5条 森林経営規模及びその管理等の状況に応じ、次の種類により効率的、効果的な森林管理認証を行う。なお、グループ認証の要件は別に定める。
- (1) 個別認証  
個別認証は、単独の森林所有者による認証区域を単位とした森林管理認証とする。
  - (2) グループ認証  
グループ認証は、単一の認証書の下に多数の森林所有者・管理者で構成される認証区域を含む森林管理認証とする。なお、グループ認証の要件は別に定める。

(森林管理認証の有効期間及び更新)

- 第6条 第4条第2項の認証書及び同条第3項の公示は、5年を有効期間とし、この期間が経過すると、その効力を失う。森林管理者は、引き続き認証を受けようとする場合には、その更新のための認証審査を受けなければならない。なお、森林管理認証の有効期間の取り扱いは一つとし、追加して参画した認証区域についてもその有効期間の終期は、他の森林管理認証区域の有効期間の終期とする。
- 2 更新に係る認証の手続きは、第4条と同様とする。

(定期審査)

- 第7条 森林管理者は、当該森林管理認証を受けた認証機関により、認証森

林の管理経営状況等について、年 1 回定期審査を受けなければならない。なお、他の認証機関に交代して定期検査を行わせる場合には、その時点で当該交代した認証機関による第 4 条の森林管理認証を改めて受けなければならない。

- 2 認証機関は、前項の定期審査を行った場合には、その審査結果について S G E C に報告する。

(森林管理認証の取消)

第 8 条 認証機関は、次の事実が判明した場合は、当該森林管理認証を取り消さなければならない。

- (1) 第 4 条第 1 項の認証審査、第 6 条第 1 項の更新のための認証審査及び前条の定期審査において是正することとした措置が講じられていない場合
- (2) 重大な違法行為等を行っていることが判明した場合
- (3) その他森林管理の認証基準から著しく乖離している場合

- 2 当該認証機関は、前項の森林管理認証を取消した場合には、当該森林管理者にその旨通知するとともに、S G E C に同様の報告を行う。

- 3 S G E C は、前項の報告を受けた場合には、当該森林管理認証の公示を抹消する。なお、この場合、すでに納付された第 9 条の森林管理認証公示料金及び第 4 条第 4 項の認証生産物の販売等に係る第 1 7 条のロゴマーク使用料は返却しない。

(森林管理認証公示料金)

第 9 条 森林管理者は、別に定める当該森林管理認証に係る公示料金を、第 4 条第 3 項及び第 6 条第 2 項の公示を受けた時点で、当該認証機関を経由して S G E C に納入しなければならない。

## 第 4 章 認証生産物及び C o C 認証

(認証生産物)

第 1 0 条 認証生産物とは、認証森林から生産された生産物が、その生産・加工・流通等の段階（以下「C o C」という。）で、第 1 3 条の認証対象業種の範囲内において、次条の C o C を管理する事業者（以下「C o C 管理事業者」という。）による取り扱いがなされ、かつ、第 2 条第 1 項の S G E C ロゴマークによる表示等により管理されているものとする。

(C o C 認証)

第 1 1 条 認証機関は、認証規格に基づき C o C 認証審査（以下「C o C 認証審査」という。）を行った場合には、別に定める事項を記載した C o C 認証審査調書（以下「C o C 認証審査調書」という。）を策定する。

2 当該認証機関は、前項の C o C 認証審査調書において当該 C o C の認証を可とする場合には、当該 C o C 管理事業体に認証書を交付するとともに、その旨 S G E C に報告する。

3 S G E C は、前項の報告があった場合には、当該 C o C 管理事業体の C o C 認証を公示する。

(C o C 認証の有効期間及び更新)

第 1 2 条 前条第 2 項の認証書及び同条第 3 項の公示は、5 年を有効期間とし、この期間が経過するとその効力を失う。C o C 管理事業体が、継続して当該 C o C 認証を受けようとする場合には、その更新のための認証審査を受けなければならない。なお、第 1 3 条第 3 項の統合 C o C 管理事業体の C o C 認証の有効期間の取り扱いは一つとし、追加して当該統合 C o C 管理事業体に参画した C o C 管理事業体の C o C 認証の有効期間の終期は、当該統合 C o C 管理事業体の C o C 認証の有効期間の終期とする。

2 更新に係る認証手続きは、前条と同様とする。

(C o C 管理事業体の認証対象業種とその認証)

第 1 3 条 C o C 管理事業体の認証の対象となる業種は、認証された森林から生産される生産物の生産(採取)・加工・流通・販売・設計・建築等に係るすべての業種とする。

2 C o C 管理事業体は、前項の複数の業種について、同時に C o C 認証を受けることができる。

3 前第 1 項の業種のうち 1 つ若しくは複数の業種を行う C o C 管理事業体が構成員である組織であって、別に示す要件を満たす組織化された統合体にあつては、統合された 1 つの C o C 管理事業体（以下「統合 C o C 管理事業体」という。）として C o C 認証及びその公示を受けることができる。

(定期審査)

第 1 4 条 C o C 管理事業体は、当該 C o C 認証を受けた認証機関により、

認証生産物の取り扱い状況等について、年 1 回当該 C o C の定期審査を受けなければならない。なお、他の認証機関に交代して定期検査を行わせる場合には、その時点で当該交代した認証機関による第 1 1 条の C o C 認証を改めて受けなければならない。

- 2 認証機関は、前項の定期審査を行った場合には、その審査結果について S G E C に報告する。

(認証生産物の取り扱いの休止)

第 1 5 条 C o C 管理事業体が、認証生産物の取り扱いを休止しようとする場合には、当該事業体は、当該 C o C 認証を行った認証機関に、その旨申し出ることができる。

- 2 当該認証機関は、前項の申し出があった場合には、前条の定期審査を文書による審査とすることができる。
- 3 前項の C o C 管理事業体から、認証林産物の取り扱いの休止をさらに 1 年間延長したい旨の申し出があった場合には、当該認証機関はこれを認めることができる。この場合、当該認証機関は、当該 C o C 管理事業体の C o C 認証を取り消すとともにその旨 S G E C に報告し、S G E C はその報告を受け当該 C o C 管理事業体の C o C 認証の公示を抹消する。
- 4 前項の C o C 管理事業体が、当該認証機関に当該休止以降、認証生産物の取り扱いを再開したい旨を申し出た場合において、当該 C o C 管理事業体が第 1 2 条 1 項の有効期間内にある場合には、当該認証機関は、定期審査を実施し、当該 C o C 管理事業体の C o C 認証の休止を解くことができる。
- 5 当該認証機関は、前項の措置を行った場合には、S G E C にその旨報告することとする。S G E C は、当該報告を受けた場合には、再度、当該 C o C 管理事業体の C o C 認証の公示を行う。この場合の当該 C o C 管理事業体の取扱いは、一般の C o C 管理事業体と同様とする。

(C o C 認証の取消)

第 1 6 条 認証機関は、次の事実が判明した場合は、当該 C o C 管理事業体の C o C 認証を取り消さなければならない。

- (1) 第 1 1 条の認証審査、第 1 2 条の更新のための認証審査及び第 1 4 条の定期審査において是正することとした措置が講じられていない場合
- (2) 重大な違法行為等を行っていることが判明した場合
- (3) 当該認証生産物に非社会的な事実が判明した場合
- (4) その他 C o C 認証の基準から著しく乖離している場合

- 2 当該認証機関は、前項のC o C認証を取消した場合には、当該C o C管理事業体にその旨通知するとともに、S G E Cに同様の報告を行う。
- 3 S G E Cは、前項の報告を受けた場合には、当該C o C管理事業体のC o C認証の公示を抹消する。なお、この場合、すでに納付された第17条のC o C認証公示料金及びロゴマーク使用料は返却しない。

(C o C認証公示料金及びロゴマーク使用料)

第17条 C o C管理事業体は第11条第3項及び第12条第2項の公示を受けた時点で別に定める当該C o C認証に係る公示料金を、また、同C o C管理事業体及び第4条第4項の認証生産物の生産(採取)及びその販売を行う森林管理者は別に定めるロゴマークの使用料を、それぞれ当該認証機関を経由してS G E Cに納入しなければならない。

## 第5章 認証機関

(認証機関の区分)

第18条 認証機関は、森林管理を対象として認証審査する機関、認証生産物を取り扱うC o Cを対象として認証審査する機関並びにそれら両分野を対象として認証審査する機関とに区分する。

(認証機関公示の要件)

第19条 S G E Cは、次の要件のいずれかを満たす場合には、認証機関として公示できるものとする。

(1) S G E Cの認証プログラムについて知識・経験を有し、適合性評価に関する国際基準に準じて文書化した認証審査業務手順を公表している機関

(2) 国際認定フォーラム(I A F)相互承認メンバーの認定機関より、S G E Cが認めた認定範囲で適合性評価を行っていることを国際基準により適合している旨の認定を受けた機関

ただし、この場合のS G E Cが認めた認定範囲については、評議委員会の議を経て、理事会が認めた認証管理団体の認定範囲とすることができる。

2 認証機関は、前各項の要件のほか、次の要件を備えなければならない。

(1) 森林管理認証審査を行う認証機関

- ア 森林の管理経営並びにその経済的、社会的及び自然的環境に関する十分な知識と技術的能力を有していること。
  - イ S G E C 森林管理に係る認証規格について、公正に森林へ適用する技術的能力を有していること。
  - ウ 森林・林業に関する法令・制度に関する知識を有していること。
- (2) 認証生産物を取り扱うC o C認証審査を行う認証機関
- ア 森林の管理経営及びその生産物の生産・流通・加工一般について十分な知識を有していること。
  - イ S G E C 認証生産物に係る認証規格にいて、生産・加工・流通現場への認証手順に係る業務能力を有していること。
  - ウ 森林生産物に関する法令・制度に関する知識を有していること。

(公示の申請)

第20条 前条の認証機関の公示を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書をS G E Cに提出する。

- (1) 機関の名称及び代表者の氏名並びに住所
  - (2) 組織及び業務の概要
  - (3) 認証審査業務の執行体制
  - (4) 認証審査要員の資格の保有状況等
  - (5) 前条の要件
- 2 前項の申請書に、次に掲げる書類を添付する。
- (1) 定款又は寄付行為
  - (2) 認定機関の認定書若しくは認証審査業務手順（公表しているものに限る。）
  - (3) 直近の会計書類
  - (4) 直近の事業計画及び収支予算
  - (5) その他必要な資料
- 3 S G E Cは、第1項の申請を受けた場合には、評議委員会の議を経、かつ、理事会の承認を得て当該機関には認証機関としての公示についてそれぞれの可否を通知し、その可とする機関について公示する。

(公示の更新)

第21条 前条の公示は、5年を有効期間とし、この期間を経過すると、その効力を失う。認証機関は、引き続き公示を受けようとする場合には、その更新のための手続きを行わなければならない。

- 2 前項の更新のための手続きは、前条と同様とする。

(認証機関公示料金)

第22条 第20条第3項の公示を受けた機関は、別に定める認証機関公示料金をSGECに納付しなければならない。

2 前条の更新のための手続きを行った場合も、前項と同様とする。

(認証機関の公示の取消)

第23条 SGECは、認証機関が重大な違法行為を行っていることが判明した場合には、評議委員会の議を経、かつ、理事会の承認を得て、当該認定機関の公示を抹消する。なお、この場合、すでに納付された前条の認証機関公示料金は返却しない。

## 第6章 認証管理委員会等

(認証管理委員会)

第24条 認証制度の管理運営状況について調査し、審議するために、会長は理事会の承認を得て認証管理委員会を設置する。

- 2 認証管理委員会は、前項の調査、審議を行い会長に意見を述べる。
- 3 認証管理委員は、学識経験者等のうちから理事会の承認を得て会長が選任する。
- 3 認証管理委員は、3名以上7名以内とし、その任期は2年とする。また、認証管理委員のうち1名を座長とし、1名を座長代理とする。
- 4 認証管理委員会が、会長に意見を述べるときは、次の事項を記載した書面を提出することにより行う。
  - (1) 認証管理委員会の開催日時及び場所
  - (2) 認証管理委員の出席状況
  - (3) 意見の内容

(専門部会)

第25条 会長は、認証制度の管理運営に関する専門的な事項について調査するために、専門部会を設置することができる。

- 2 専門委員会は、会長の諮問を受けて意見を述べる。
- 3 専門委員は、会員及び学識経験者のうちから会長が任命する。

## 第7章 苦情処理

(苦情の申し出)

第26条 SGEC 認証制度の管理運営に係わって不利益を被った者は、SGEC に対して苦情を申し出ることができる。

(苦情の申し出に対する措置)

第27条 定款第〇条の監事は、理事会の意見を聞いて、是正等の措置を策定し、必要な場合には、会長にその措置を講じるよう通知しなければならない。

- 2 会長は、前条の通知があった場合は、当該苦情を申し出た者に対して当該苦情の申し出に対する措置について、通知しなければならない。
- 3 会長は、前項の措置を行った場合には、理事会及び監事並びに総会に報告しなければならない。

附則

この規程は、〇〇年度総会で決議のあった日（〇〇年〇〇月〇〇日）から〇カ月を超えない範囲で理事会の定める日から施行する。

ただし、この規定が施行するまでの間は、旧『緑の循環』認証会議（SGEC）運営規程（以下旧運営規程という。）及びその関連する旧規程の定めるところによる。

また、旧運営規程第2条第2項の認定書、第7条第2項の証書、第14条第4項の認定及び18条第4項の登録について、同旧運営規程で定めるその効力を有している期間内にある場合は、同旧運営規程等関係する旧規程の定めるところによることができる。

## 資料 2

### SGEC 森林管理認証基準・指標・ガイドライン (案) (現行森林管理認証基準・指標・ガイドラインの改正)

SGEC 認証制度の管理運営に関する文書第 3 条第 1 項の森林管理認証基準・指標・ガイドラインは、本文書の定めるところによる。

#### 基準 1 認証対象森林の明示及びその管理方針の確定

- 1-1 土地、森林資源などの所有者・管理者が明確であり、その経営方針と実行・改善方針を備えている。
  - 1-1-1 森林所有者、地上権者が記載された登記簿謄本、森林簿、森林経営計画またはそれに準じる森林管理計画（以下、森林管理計画等）の計画書・計画図があり、ランダムに選んだ林分について現地で確認できる。
  - 1-1-2 森林所有者、地上権者と当該森林の管理者が異なる場合は、受託管理契約等により森林認証への参加が確認できる。
  - 1-1-3 グループ森林管理認証の場合は、当該構成員の所有する森林を一元的に管理する計画、組織、責任体制等、当該森林を計画的かつ適正に管理するために必要な要件が明確に確認でき、グループ森林管理認証に関する要求事項を満たしている。
  
- 1-2 対象森林の所在場所別面積、人工植栽に係る森林の区別（人工林、天然林別）、樹種又は林相、林齢及び立木材積が明らかな森林調査簿類が常備されている。
  - 1-2-1 森林簿または森林調査簿もしくはこれらに準ずる簿冊が常備されており、これらが 5 年おきの森林調査で更新されている。
  
- 1-3 対象森林の位置が、現地及び図面上で明瞭である。
  - 1-3-1 対象森林の所在が地番等で確認できる五千分の一程度の図面が常備され、そのうちランダムに選んだ対象森林が現地で確認できる。
  
- 1-4 森林経営計画またはそれに準じる森林管理計画が樹立され、森林所有者等が自らの意志で、持続可能な森林の管理・経営に関する基本方針が策定されている。
  - 1-4-1 森林経営計画認定森林は、森林経営計画書及び認定書の写しを常備しており、その実施状況を現地で確認できる。森林管理の基本方針は、計画事項の「森林施業の実施に関する長期の方針」により確認する。

上記以外の森林管理計画が樹立された森林は、森林管理計画書のほか、対象森林の管理目的に応じた長期計画があり、SGEC の基準・指標に適合する森林施業を長期にわたり遵守することを最高経営者がこれを保証する。

- 1-4-2 SGEC の基準・指標に適合する森林施業を長期にわたり遵守することを、最高経営者が保証するとともに、森林管理計画等は、個々の森林の管理目的が明確であり、管理目的とその森林の特性に応じた目標森林の構成とそれに到る方法とが整合がとれたかたちで明示されている。
- 1-4-3 環境影響に配慮した管理の基本方針が示されている。
- 1-5 森林管理計画等に即した森林管理を実行しうる管理体制と経営が行われている。
- 1-5-1 森林管理体制と実行組織が森林管理計画等を実行するうえで適切に配置され、担当者の役割や責任、権限が明確である。
- 1-5-2 森林所有者及び管理受託者は、経営内容の継続的改善に努めている。
- 1-5-3 森林所有者および管理受託者は、経営内容の継続的改善に努める。

## 基準2 生物多様性の保全

- 2-1 生物多様性保全に関するランドスケープレベルの管理方針と主要な森林タイプについての林分レベルの管理方針が定められている。
  - 2-1-1 森林管理計画等には、生物多様性に関して次の内容を含む。
    - a. 対象地の特性をふまえた生態系、種、遺伝子の多様性の維持・向上に関する基本的な管理方針
    - b. 生物多様性の維持・向上に関し、望ましいランドスケープレベルでの管理計画
    - c. いくつかの代表的な林分タイプについて、生物多様性の維持・向上の観点からの技術指針。

ただし、小規模組織に関しては、隣接地との相互作用をランドスケープレベルで考慮した森林管理方針が樹立されている。
  - 2-1-2 原生林またはそれに近い天然林がある場合は、これを維持するための管理指針に基づいて厳正に管理し、周辺のバッファゾーンについても管理指針がある。
- 2-2 対象森林内で生物多様性の確保に重要な構成要素（原生林、天然林、里山林、草地、湿地、沼、農地など）が地図上で明らかにされ、それらの管理方針が定められていること。
  - 2-2-1 対象地に含まれる構成要素が地図上に明示され、そのうち生物多様性の維持上重要な要素については、対象地内の動植物が記録され、動植物の重要種については保護管理の技術指針がある。
  - 2-2-2 水辺林や湿地帯、ビオトープの適切な保全計画及び利用計画がある。

- 2-3 絶滅危惧Ⅰ類、絶滅危惧Ⅱ類、準絶滅危惧に属する種及びその生息地の保護が図られていること。
- 2-3-1 地域における既存の生物多様性情報を広範に収集し記載しておくとともに、もしレッドデータブックにある動植物が存在する場合は、保護計画に基づいて、その生息地を把握し厳正にその保護に努める。専門家からの意見聴取によって貴重な動植物がいるとされ箇所は、保存林を設定するなど、専門家の助言に基づき適切な保護対策を行う。
- 2-3-2 貴重動物の保護に当たっては、営巣木として価値ある立木の保存や、昆虫・鳥類等の餌として価値ある枯れ木・空洞木・倒木の保護などのほか、生息環境の改善に努める。
- 2-4 下層植生を含め自然植生・野生動植物の保全に努めること。
- 2-4-1 野生動植物の生育環境の維持改善のため、下層植生や林縁植生の維持に努める。また貴重な自然植生は、保護のための処置を講ずる。
- 2-4-2 野生動植物の採取は、持続可能なレベルを超えず、不適切な活動が防止されるよう努める。
- 2-4-3 外来種の新たな導入は、生態系への悪影響を避けるため慎重に検討し、導入の際はその悪影響を注意深く監視する。
- 2-4-4 林道、治山施設など工作物の設置に際し、小動物の生育・繁殖を妨げない措置（林道側溝、横断溝、魚道など）を講ずる。これら工作物は使用可能な箇所では生物系資材を使用する。

### 基準3 土壌及び水資源の保全と維持

- 3-1 土壌及び水資源の保全に与える影響を事前に把握し、森林管理計画等や実施過程における悪影響を最小化する。
- 3-1-1 伐採、林道開設等の林業活動における環境変化や保全水準を認識するとともに、環境に配慮すべき項目を整理し、従業員や委託・請け負わせ先に周知徹底が図られている。
- 3-1-2 土壌・水系の保全のために特に配慮が必要な地区が地図上で特定され、適切な措置がとられている。
- 3-2 伐採に当たっては、風が強く当たる尾根筋、水系及び道路沿いには適切な保護樹帯を設けていること。
- 3-2-1 土壌・水資源・生物多様性・景観の保全のために尾根筋、沢筋に保護樹帯が適切に設けられている。保護樹帯は森林管理に関する計画図に基づき現地を確認でき

る。

- 3-2-2 保護樹帯の植生は、立地条件に適合した植生が維持されている。また、現状が針葉樹人工林の場合には、針広混交林への誘導が計画されている。
- 3-3 森林の伐採集運材に当たっては、近隣の水資源や土石流防止機能などへの影響を考慮し、地表面の保護が図られるよう慎重に配慮されていること。
- 3-3-1 山地災害防止機能が高い森林や山地災害危険地域等、土壌・水系の保全のための配慮が必要とされている区域で伐採計画がある場合には、伐採の種類、伐採区域の面積等が水土保全上問題ないものとなっている。

市町村森林整備計画で水源涵養機能等維持増進森林と定められている森林にあつては、伐採の計画が市町村森林整備計画の基準・規範等に適合している。

これら以外の森林にあつても、伐採更新等の施業計画がある場合には、その林分が属する小流域の水資源保全に注意が払われている。
- 3-3-2 集運材方法、集材時期が、地形、土壌、植生等の立地条件に照らして環境に負荷が少ない方法を選び適切に作られた技術マニュアルにしたがって、地表面の保護および水質汚濁防止のための措置がとられている。
- 3-4 林業機械に用いる、燃料、オイルその他汚染物質および農薬など化学物質が水系に流出しないよう注意を払うこと。
- 3-4-1 燃料、オイル類および林業薬剤の保管場所、保管方法、使用方法を定めたマニュアルにしたがって、土壌汚染や水質汚濁を引き起こさないよう注意する。
- 3-5 林内路網の開設に当たっては、水土保全に細心の注意を払うこと。
- 3-5-1 林内路網の作設にあつては、林道規程、林地開発許可等の基準による作設マニュアルに従うほか、現地の自然条件や下流域の水利用の特性に照らして環境に負荷が少ない方法を選び、水土保全に細心の配慮を払って計画されている。
- 3-5-2 林内路網の維持管理体制が整っており、適切な維持管理がなされている。

#### 基準4 森林生態系の生産力及び健全性の維持

- 4.1 経済的、社会的、生態的な持続性に配慮し、森林資源調査等に基づいた森林管理計画等を作成し、適切な実行体制が整備されている。
- 4-1-1 当該森林の公益的価値の重要性を認識し、それを維持、増進するよう森林管理計画の策定と実行に努めている。

- 4-1-2 標準地調査などのモニタリング結果に基づいて資源状況を把握し、林齢構成の平準化に努めるなど、長期的な森林管理の持続性に配慮している。
- 4-.2 伐採量は森林管理計画等で定める計画量の範囲内であり、適正に配置されていること。  
大面積皆伐は避け、可能な箇所では、非皆伐施業を行う。また林産物資源の収穫は、それが持続できるよう定められていること。
- 4-2-1 伐採の計画が、その森林の管理目的および資源構成に照らして適切かつ実行可能であり、伐採箇所、箇所毎の伐採方法、伐採率、伐採面積・材積、伐採予定時期を含む収穫予定表が明示されている。
- 4-2-2 伐採方法・伐期齢・伐採率等の伐採・収穫については、水土保全・生物多様性保全に配慮した技術指針が作成されており、可能な箇所では、非皆伐施業を行うとともに、林地保全の必要性が高い場所は、針葉樹一斉林型を呈している林分に広葉樹を残す。
- 4-2-3 森林経営計画認定森林の場合には、認定された森林経営計画に即した伐採計画にしたがって実行している。それ以外の森林の場合には、地域森林計画・市町村森林整備計画の基準に準ずる。
- 4-3 伐採後は計画期間内に確実に更新されていること。伐採跡地などの人工更新は、施業の履歴を踏まえて、適地適木の原則が守られていること。
- 4-3-1 最近5年ないしは10年における伐採と更新の実行状況が確認でき、伐採計画に対応して、更新が適切に計画されている。この場合、更新期間は、市町村森林整備計画に準ずる。
- 4-3-2 更新方法、更新樹種、本数等の更新に関する技術指針が作成されており、これにしたがって更新箇所と箇所毎の更新方法、更新面積、樹種、更新予定時期を含む更新予定表が作られている。
- 4-3-3 人工更新の場合の樹種の選択は、水資源かん養、国土保全、環境保全等の観点も含めた適地適木の原則等の技術合理性に照らして行う。種子、苗木はその地域の在来のものを使用するよう努める。外来種の導入は、生態系へ好ましくない影響が想定されるものは避け、遺伝子組み換え樹木は使用しない。
- 4-3-4 人工植栽にあつては、植え付け後に定期的に苗木の活着状況を確認し、枯損木がある場合には捕植する。大規模な枯損が発生した場合や植栽後の成長が思わしくない場合には、原因の調査分析に基づき適切な樹種を選定し改植等の措置をとる。
- 4-4 天然林についても地域の特性を考慮し適切な森林管理計画等が樹立され、的確な

更新施業が行われている。

4-4-1 森林管理計画等における天然林に関する記述内容が、地域森林計画および市町村森林整備計画に照らして適切であり、天然林の伐採と更新が技術合理性の観点から相互に有機的に結合して計画されている。

伐採・更新にあたっては、伐採方法、数量、予定時期を含む予定表が作られている。

4-4-2 天然林の施業にあつては、施業方法と林相・林型に応じた適切な選木指針があり、伐採率、伐採の繰り返しの期間などの技術指針がある。

また伐採後の更新が適切に行われるよう、林相・林型、伐採後の現地の実態に応じて、地表処理、植え込みなど必要な更新補助作業が計画されている。

4-5 期間内における保育計画が明らかであり、現地の実態に応じて適切に行われていること。

4-5-1 保育方法、保育時期等の保育に関する技術指針が作成されている。樹種の多様性を高めかつ多層的な根系の発達に資するため、除伐等において適度に広葉樹ないしは更新対象樹種以外の樹種を適度に残す。

4-5-2 最近5年ないし10年における保育の実行状況が確認でき、かつ今後の保育箇所と箇所毎の保育方法、数量、予定時期が明示されている。

4-6 目標林型への誘導に必要な間伐が適切に計画され、間伐が的確に実行されること。

4-6-1 森林資源の齢級構成、個々の林分の立木密度の現況に照らして、必要な林分の間伐が計画されており、間伐箇所と箇所毎の伐採率、数量、間伐予定時期が明示されている。また、市町村森林整備計画で要間伐森林に指定された林分は実行計画がある。

4-6-2 間伐方法、伐採率、間伐林齢、間伐の繰り返し期間、間伐を実施する林分の立木密度等の目安等、間伐に関する技術指針ないし技術マニュアルが作成されている。なお、林内に現存する広葉樹、枯れ木、生長衰退木（空洞のある木）などを適度に残す。

4-6-3 最近5年ないしは10年における間伐の実行状況が記録されており、また、間伐実行状況からみて、間伐は、林齢、林分の立木密度の現況等に照らし適切に行われている。

4-7 森林の病虫獣害に対する適切な防除・対策が図られ、農薬など化学物質の使用は、法令などを順守し、かつ必要最小限の用途にとどめている。

4-7-1 森林管理計画等における森林病虫害防除に関する計画は、森林病虫害等防除法、および鳥獣保護法の鳥獣保護事業計画に基づいているとともに、生物多様性・水土

保全の維持にとって適切である。

- 4-7-2 対象森林および周辺森林での最近5年ないしは10年における森林病虫害獣害の発生状況と、講じた対処措置が確認できる。
- 4-7-3 林業薬剤（除草剤を含む）の使用は必要最小限のものに限って使用する。使用する場合には、農薬取締法等に適合した管理マニュアルを定め、これに従って薬剤を取り扱う。
- 4-8 山火事、気象災害に対する適切な予防と被害への対処が図られていること。
- 4-8-1 森林火災、気象災害予防に関し、森林管理巡視員、森林損害てん補制度（森林保険等）など体制整備のほか、従業員、ボランティア等への啓発、教育のプログラムがある。
- 4-8-2 森林火災消防に関し、関連機関との有機的連携を保ちつつ、従業員への訓練が実施され資材が準備されている。
- 4-8-3 森林火災被害跡地がある場合には、跡地への森林造成の計画があり、場所毎の更新方法、面積等が明示されている。

## 基準5 持続的森林経営のための法的、制度的枠組

- 5-1 日本の全ての法律および日本が調印した全ての国際条約や合意を遵守すること。
- 5-1-1 日本の全ての法律および日本が調印した全ての国際条約や合意を遵守すること。  
(遵守すべき国内法、国際条約等を別紙に例示する)
- 5-1-2 森林管理上必要な法令集を常にアクセス可能な状態に保ち、合法性の遵守に関して、その説明責任を担保しうる文書、記録等の整備と適切な対策が採られている。
- 5-2 地域社会の法的あるいは慣習的な財産・資源などの利用権が尊重されていること。
- 5-2-1 認証申請森林についての入会権、漁業権、その他の慣習的な利用権（国有林にあつては共用林野）の有無と、森林管理計画等におけるそれらの位置づけが確認できる。
- 5-2-2 入会権等が確認された場合、利用権利者の実態を踏まえてその利益を適切に保全することが森林管理計画等に記載されている。
- 5-3 森林管理計画等の実行に当たり、従業員や委託・請け負わせ先に対して生物多様性に関して適切な訓練と指導を行っていること。
- 5-3-1 従業員や委託・請け負わせ先に対し、生物多様性保全等に関する教育・指導文書があり、研修が行われている。

- 5-4 従業員や委託・請け負わせ先に対して、職務能力向上研修や社会保障制度の加入など必要な雇用改善を実施している、または実施状況を把握している。
- 5-4-1 法的要件を満たす事業者（森林所有者ないしは森林管理主体となる者）は、国内法制に基づき従業員の雇用保険、健康保険、年金保険、退職金共済制度など社会保障制度に加入している。法的要件を満たしていない者であっても、加入に努める。また、委託・請け負わせ先における従業員または事業主、一人親方等の社会保障制度への加入状況について把握している。
- 5-4-2 従業員に対し、素材生産・森林整備、森林調査、現場管理・統括、経営企画・営業・販売に係る職務能力向上に関する教育・指導方針が有り、研修が行われている。
- 5-5 従業員や委託・請け負わせ先に対して、労働安全に関して必要な訓練と指導を行っていること。
- 5-5-1 従業員や委託・請け負わせ先に対し、安全作業の基準等の労働安全に関するマニュアルや手引き書、安全点検表、安全日報、リスクアセスメント報告書、労働災害記録文書などが用意され、これらに基づいた安全教育（安全大会等）、日常点検等の自主的安全活動、リスクアセスメント、安全巡視活動、安全衛生に関する各種研修などが行われている。
- 5-5-2 法定要件を満たす事業者にあつては、労働安全衛生法、同施行令、労働安全規則等に基づく安全衛生管理体制が組織化されている。それ以外の者にあつては、上記に準ずる。

## 基準6 社会・経済的便益の維持及び増進

- 6-1 緑の循環資源として、認証林産物を多様な用途に有効活用し、地元住民や利害関係者等との連携を図り、地域経済の振興に努める。
- 6-1-1 認証森林から生産された多様な認証林産物の利用を認定事業体と連携して推進し、森林認証の取得を通じて得た知識・経験を広く地域に普及・啓発に努める。
- 6-1-2 認証林産物を生産現場や加工・流通過程において非認証林産物と混同しないよう分別・表示し、需要者に適正に供給する。
- 6-1-3 林道、作業道の開設・維持、治山施設の設置、森林レクリエーション・環境教育施設の設置等にあつては、認証森林から産出される林産物の有効利用に努める。
- 6-2 市民に自然に触れ合う機会・場所の提供に努めるとともに、入山者に対する環境教育、安全などへの指導および対策が整備されている。
- 6-2-1 市民が自然にふれあう機会や場所の提供に努める。相当規模の森林経営体にあつ

ては、独自の森林・環境教育プログラムがあり、入山者に対しては説明板など環境教育施設を設置するか、もしくは、設置の計画がある。

入山者の利用する林道、作業道、歩道その他施設について、交通安全施設、安全標識、案内板等を整備する。

6-2-2 入林者に対する空き缶、ゴミなどの持ち帰りの啓発がなされているとともに、廃棄物が出た場合には、森林外の適切な場所で処理されている。

6-3 森林レクリエーションや景観の維持に配慮した森林管理が必要な森林においては、適切な対応がとられていること。

6-3-1 森林管理計画等において森林レクリエーション・景観維持改善のためのゾーニングを行い、該当地域は可能な限り景観維持改善、快適性向上の観点から望ましい施設設置、森林配置、森林施業に努める。

6-3-2 市町村森林整備計画等の公的計画・制度で景観保全、生活環境保全のための森林施業上の制約がある森林については、その基準・規範に適合している。

6-3-3 森林レクリエーション施設は、森林レクリエーション受益者の期待、環境保全、林地開発許可基準及び保健機能森林に関する森林経営計画の認定基準を満たすよう設置されている、もしくは計画されている。

6-4 文化的・歴史的に重要な遺跡や資源・社会的に価値の高い森林が保護されていること。

6-4-1 森林管理計画等に文化財保護法等による指定文化財のほか、地域社会において文化的、歴史的に重要と評価されている遺跡、地域住民に親しまれ郷土のシンボルとなっている森林、地域住民に親しまれている巨樹・巨木、学術的に価値の高い森林などが明示され、その取り扱い指針が示されている。

6-4-2 文化財保護法等の諸制度で規制された森林でなくても、森林施業について地域社会から妥当と評価される内容で、その保全に対する配慮がなされている。それらの森林については、展示林、見本林などとして社会一般の便益に積極的に供し、そのPRを行っている。

6-5 対象森林の管理・整備・利用が、地球温暖化防止の二酸化炭素吸収源として貢献できるよう努めている。

6-5-1 二酸化炭素固定能を向上させる、あるいは少なくとも低下させないよう森林を適切に取り扱い、また林地残材や利用可能な間伐材等を有効利用することにより、二酸化炭素固定能の向上に努める。

6-5-2 森林の管理・整備に当たっては、可能な限り化石燃料の節減に努める。

## 基準7 モニタリングと情報公開

7-1 管理計画の実行状況としての影響を評価するためのモニタリングを、適宜実施す

ること。モニタリングの結果は、管理計画の実行及び改訂に反映され、必要に応じて見直しが図られている。

7-1-1 モニタリングで森林管理計画等の達成度を評価するチェックリストがあり、これに基づき現地で確認作業を行い、達成度と環境影響を評価する。実行されていない場合には、その理由と対処方針を明示する。モニタリングについては、内部監査において自己検証、評価、改善点の検討がなされている。

7-2 地方自治体などが全体の多様性を推測する指標生物群のモニタリングを行っている場合、その調査に対する協力体制が整っていること。

7-2-1 生物多様性に関するモニタリングを行っている第三者機関との協力体制の内容、その実施状況が確認できる。

7-3 対象森林に関する各種情報の記録を極力残すこと。施業を行った場合は、作業種別、年度別、所在場所別に施業記録が残されていること。

7-3-1 場所別・年次別の施業履歴が残されている。また病虫害、獣害、森林火災、気象害の被害状況や森林保険の加入、損害てん補状況が記録されている。

7-4 森林管理計画等とモニタリング結果は、情報の機密性を尊重するが、その概要については一般に公開することを原則とする。

7-4-1 森林管理計画等及び計画の実行記録簿、生物多様性の保全等の計画事項のチェックリスト等についての公開の方法（場所、閲覧続き等）を定めた文書がある、もしくは作成する予定がある。

注 凡例

例 7-4-1

7(基準)-4(指標)-1 (ガイドライン)

## 資料 3

### SGEC・COC認証ガイドライン（仮称 案） （現行の分別・表示システム運営規程及び同実施要領の改正）

SGEC認証制度の管理運営に関する文書第3条第1項のCOC認証ガイドラインは、本文書の定めるところによる。

#### 1 認証生産物の管理

1-1 COC管理事業体は、購入、加工、保管、出荷などの各工程において、以下のいずれかの方法によって認証生産物を管理する。

- (1) 分別管理方式
- (2) パーセンテージ方式

#### 2 認証生産物の管理責任者

2-1 COC管理事業体は、認証生産物の履歴の管理、工程の管理、文書の管理、SGEC表示ツールの管理を行うために、管理責任者を置かなければならない。

#### 3 分別管理方式

3-1 COC管理事業体の認証原材料・製品が、その他の原材料・製品（以下、「非認証原料・製品」という。）と混合されない場合、もしくは認証原材料・製品が全工程において識別可能である場合には、COC管理事業体は分別管理方式により、認証生産物が非認証生産物と混在しないように分別して管理する。

3-1-1 分別管理は、次のいずれかの方法によって管理すること。

- ① 証生産物と非認証生産物の保管場所、加工場所を区分する物理的な分離
- ② 加工工程において、認証生産物と非認証生産物の取扱時間を区分する時間的な分離
- ③ 加工工程における認証生産物と非認証生産物の恒常的な識別

3-1-2 分別管理の状態が、書類上でも確認でき、入荷・生産・出荷・在庫において明示できること。

3-1-3 認証生産物が、別途定める「SGECマークの使用に関する技術文書」に基づき適正に表示され、需要者に提供できること。

3-2 分別管理方式を採用する場合、COC管理事業体は購入、加工、保管、

出荷の全工程において確実に認証原材料・製品が分別され、識別できるようにしなければならない。

- 3-3 C o C管理事業体は、認証原材料の含有量が異なる製品についても、分別管理方式を採用することができる。

#### 4 パーセンテージ方式

- 4-1 C o C管理事業体の認証原材料・製品が、その他の非認証原材料・製品と混合される場合にあつて、分別管理が困難な場合には、パーセンテージ方式により、認証生産物を管理することができる。

- 4-1-1 パーセンテージ方式を採用する場合は、別途定める「パーセンテージ方式に関する技術文書」及び「問題のある出所からの原材料・製品を回避するための技術文書」、「S G E Cマークの使用に関する技術文書」に基づき管理しなければならない。

- 4-2 認証林産物の管理がパーセンテージ方式による場合、混合される認証生産物以外の原材料・製品が問題ある出所に由来する場合は、当該製品にS G E Cマークの表示は出来ないものとする。

- 4-3 C o C管理事業体は、特定の製品グループに対して、「パーセンテージ方式に関する技術文書」に従つて、パーセンテージ方式の要求事項を実施しなければならない。

- 4-4 製品グループは、①単一の製品タイプ、②樹種や分類などが同一または類似の投入原料からなる製品群に関連していかなければならない。また、製品群に含める原は、同一の計算単位、または同一の計算単位に変換可能な計算単位を使用しなければならない。

- 4-5 製品グループは、認定事業体の単一の現場で生産、加工される製品と関連していなければならない。

- 4-6 前項は、林業請負業者、輸送業者、貿易など、事業を行う現場が特定できない管理事業体及びその工程には適用されない。

#### 5 由来の確認

- 5-1 C o C管理事業体は、認証原材料・製品の全ての供給者から森林管理認証書、C o C認証書又は供給者の認証状態を確認する文書のコピーを入手、又はこれら認証書又は文書にアクセスできるよう要求するととも

に、これら認証書又は文書の有効期限及び認証範囲を確認しなければならない。

5-2 C o C管理事業体は、認証原材料・製品の荷受け毎に、認証状態を確認するために、必要な情報を供給者から入手しなくてはならない。

5-2-1 認証状態を確認するのに必要な情報

- ① 供給者の名称及びSGEC認証番号
- ② 納入年月日
- ③ 納入される原材料・製品の種類
- ④ 納入される原材料・製品の数量

5-3 C o C管理事業体は、問題のある出所に由来する原材料・製品が認証製品に含有されるリスクを最小にしなければならない。

5-3-1 問題のある出所からの原材料・製品を回避するために、別途定める「問題のある出所からの原材料・製品を回避するための技術文書」に基づき、作業を実施しなければならない。

## 6 認証生産物の文書管理

6-1 C o C管理事業体は、認証生産物の入荷量・生産量・在庫量・出荷量を品目別及び取引相手別に、文書又は電算処理データによって管理しなければならない。

6-2 前項の文書又は電算処理データは、表示管理における取扱数量の資料とする。

## 7 認証生産物の販売・委譲と情報の伝達

7-1 C o C管理事業体は、顧客に認証生産物を販売又は委譲する際、顧客にC o C認証書又は認証生産物の供給者としての適合性を確認できる文書のコピーを提供もしくは明示しなければならない。C o C管理事業体は、認証範囲に変更がある場合は、顧客に通知しなければならない。

7-2 C o C管理事業体は、認証生産物の出荷にあたっては、納品書等の文書にSGEマークもしくは文字によりSGEC認証生産物であることを明示するとともに、少なくとも以下の情報を記載し顧客に提供しなければならない。

- (1) C o C管理事業体名及び認証番号
- (2) 認証生産物の種類及び数量
- (3) パーセンテージ方式を採用する場合は、その旨及び認証パーセンテージ
- (4) 納品年月日と文書発行年月日

7-3 C o C管理事業体は、認証生産物の入荷量・生産量・在庫量・出荷量に係わる文書及びデータを、少なくとも5年間保管しなくてはならない。

## 8 委託・下請業務

8-1 C o C管理事業体は、生産・加工・保管等を他の事業者へ委託又は下請させることができる。

8-1-1 委託・下請に関する業務委託覚書等の締結

(1) C o C管理事業体は、生産・加工・保管等を他の事業者へ委託または下請させる場合、受託事業者もしくは下請事業者（以下、「受託事業体」という）との間で、業務委託覚書等を締結しなければならない。

(2) 業務委託覚書等には、少なくとも以下の事柄が含まなければならない。

① 受託事業体がSGECの目的を理解すること。

② 受託事業体は当該業務における当該事業体の責務・役割について合意し、C o C管理事業体の指示に基づいて作業を行うこと。

③ 受託事業体は、当該業務に関し管理責任者を配置すること。

④ C o C管理事業体は、受託事業体に教育研修を行うこと

⑤ C o C管理事業体は、受託事業体に対する内部監査を行うこと。

8-2 C o C管理事業体の活動には、C o C管理事業体の現場及びそれ以外の場所で行われる、生産・加工・保管等に携わる受託事業者、下請業者の活動も含まなければならない。

8-3 C o C管理事業体は、事業体のC o Cに関係する全ての委託業務活動又は下請業務活動に対して、全責任を負わなければならない。

## 9 内部監査

9-1 C o C管理事業体は、内部監査責任者を選定するとともに、少なくとも年に1回、内部監査を実施し、必要に応じて是正措置、予防措置がとられなければならない。

## 10 教育・研修

10-1 C o C管理事業体は、教育・研修責任者を選定するとともに、適切なC o C活動の実施のために、C o C関連要員に対して教育・研修を行わなければならない。

## 1.1 C o C手順の文書化

1.1-1 C o C管理事業体は、C o Cについての手順を文書化しなければならない。この文書には少なくとも次の事項が含まなければならない。

- ① C o Cに関する組織体制、責任、権限
- ② 認証生産物の入荷・生産・加工・保管・出荷の経路
- ③ 原材料の由来の確認
- ⑤ 分別管理方式またはパーセンテージ方式の手法
- ⑥ マーク使用の方法
- ⑦ 内部監査、教育・研修、苦情処理の手法

## 1.2. 末端流通業者のSGEC製品の取扱

1.2-1 小売業者、ホームセンター等、一般消費者へ製品を直接販売する末端流通業者がSGEC認証製品を取り扱う場合は、当該事業者が当該認証製品に何ら手を加えない場合に限り、SGECのC o C管理事業体の資格を有しなくともSGEC認証製品を取り扱うことができる。

## 1.3. C o Cの流れの断絶

1.3-1 C o Cの流れは認証生産物がC o C管理事業体からC o C管理事業体へ流れることで担保されるが、認証生産物がC o C管理事業体から非C o C管理事業体に販売された場合は、非C o C管理事業体の購入の時点をもってC o Cの流れが断絶するものとする。

<付属文書>

次のSGEC技術文書は別途定める。

1. 用語と定義
2. SGECマークに関する技術文書
3. パーセンテージ方式に関する技術文書
4. 「SGEC認証」原材料に関する技術文書
5. 問題ある出所からの原材料を回避するための技術文書
6. 統合C o C管理事業体によるC o C管理のための技術文書